

みやこ町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

みやこ町教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目標	3
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取り組み、今後のフォローアップ	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

公立学校の教師を取り巻く環境は年々厳しさを増している。特に長時間勤務の実態は深刻であり、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うためには、学校における働き方改革が急務である。時間外勤務命令は、いわゆる超勤4項目に限定されるものの、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはない。こうした業務を行う時間も含めて時間を管理することが学校における働き方改革を進める上で必要不可欠となっている。

このような状況を踏まえ、町立学校教師の業務量の適切な管理その他服務を監督する当教育委員会が、教師の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針を定めることで、みやこ町の子どもたちに対する、より良い教育につなげることが、本計画の趣旨である。

(2) 本町の現状

○本町では、令和7年3月に、所管する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「みやこ町小中学校教職員の働き方改革指針」を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和7年度は以下のとおりであった。

【令和7年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	内、月80時間を上回る割合
小学校	月24時間 5分	22.7%	2.6%
中学校	月24時間37分	23.0%	2.5%

○時間外在校等時間が45時間を上回る割合が20%前半代、月80時間を上回る割合が2.5%程度であり、教育職員の意識改革、業務改善の推進、部活動の負担軽減、教育職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関

する特別措置法第8条に基づき計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・時間外在校等時間を年360時間以内（月45時間以内）とする。
- ・時間外在校等時間が月80時間を上回るケースを無くす。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがいに関する目標

- ・年間の年次有給休暇の平均取得日数を15日以上とする。

【令和7年1月～12月：13.7日】

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を5%まで減少させる。

【令和7年度：8.9%】

3. 計画の期間

2026年度（令和8年度）～2028年度（令和10年度）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本町では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

- ・登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制づくりを推進する。
- ・放課後から夜間における校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応

放課後から夜間などにおける見回りについては、保護者又は地域住民その他の関係者が担う体制づくりを推進する。児童生徒が補導された時の対応は、保護者が第一義的責任を有することについて認識を共有する。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・調査・統計等への回答
学校調査等の量的縮減に努める。
- ・部活動

令和10年度を目途に部活動の地域展開を積極的に推進し、地域クラブ活動への移行に向けた改革を実行する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ・ 授業準備、学習評価や成績処理
デジタル技術の活用等により、授業準備、採点作業や成績処理等にかかる負担軽減に努める。
- ・ 校内清掃
校内清掃作業（除草作業等）の外部委託等により教育職員等の負担軽減に努める。
- ・ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応
中学校区ごとのスクールソーシャルワーカーの配置を維持し、それら専門人材と教師との協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 各種事務手続きのペーパーレス化等で校務を効率化し、GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリストに基づいた自己点検の達成状況を、33.1%から50%にする。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働基準衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェック実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を図る。
- ・ 年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度本町のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- 学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本町で導入している校務支援システムで把握し、その他の目標について、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等を踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本町における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的項目について協力を得られるよう取り組む。